

令和5年度

一般会計
特別会計
予算書

松江市

議 第 49 号

令 和 5 年 度

松 江 市 一 般 会 計 予 算

令和5年度松江市一般会計予算

令和5年度松江市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,515,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月21日提出

松江市長 上 定 昭 仁

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		28,762,665
	1 市民税	12,620,507
	2 固定資産税	13,026,054
	3 軽自動車税	715,586
	4 市たばこ税	1,122,213
	5 入湯税	93,795
	6 都市計画税	1,184,510
2 地方譲与税		716,001
	1 地方揮発油譲与税	163,215
	2 自動車重量譲与税	487,364
	3 森林環境譲与税	64,934
	4 特別とん譲与税	488
3 利子割交付金		35,904
	1 利子割交付金	35,904
4 配当割交付金		150,258
	1 配当割交付金	150,258
5 株式等譲渡所得割交付金		77,900
	1 株式等譲渡所得割交付金	77,900
6 法人事業税交付金		449,937
	1 法人事業税交付金	449,937
7 地方消費税交付金		5,240,530
	1 地方消費税交付金	5,240,530
8 ゴルフ場利用税交付金		7,396
	1 ゴルフ場利用税交付金	7,396
9 環境性能割交付金		32,853
	1 環境性能割交付金	32,853

款	項	金額
		千円
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	13,693
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	13,693
11	地方特例交付金	187,645
	1 地方特例交付金	187,645
12	地方交付税	21,463,236
	1 地方交付税	21,463,236
13	交通安全対策特別交付金	33,701
	1 交通安全対策特別交付金	33,701
14	分担金及び負担金	598,608
	1 分担金	45,417
	2 負担金	553,191
15	使用料及び手数料	2,069,800
	1 使用料	915,927
	2 手数料	1,153,873
16	国庫支出金	18,852,867
	1 国庫負担金	13,246,550
	2 国庫補助金	5,534,292
	3 委託金	72,025
17	県支出金	8,040,357
	1 県負担金	5,259,684
	2 県補助金	2,301,995
	3 委託金	478,678
18	財産収入	319,589
	1 財産運用収入	140,705
	2 財産売払収入	178,884
19	寄附金	391,000

款	項	金 額
	1 寄附金	391,000
20 繰入金		3,600,179
	1 基金繰入金	3,521,484
	2 他会計繰入金	78,695
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		2,383,580
	1 延滞金、加算金及び過料	19,592
	2 市預金利子	258
	3 貸付金元利収入	909,299
	4 受託事業収入	75,363
	5 雑入	1,379,068
23 市債		10,087,300
	1 市債	10,087,300
	歳 入 合 計	103,515,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	483,849
	1 議会費	483,849
2	総務費	10,674,044
	1 総務管理費	7,962,449
	2 徴税費	821,952
	3 戸籍住民基本台帳費	376,882
	4 選挙費	131,734
	5 統計調査費	43,864
	6 監査委員費	53,771
	7 企画費	1,283,392
3	民生費	38,251,614
	1 社会福祉費	17,483,464
	2 児童福祉費	16,304,474
	3 生活保護費	4,463,676
4	衛生費	11,392,131
	1 保健衛生費	7,492,588
	2 清掃費	3,756,348
	3 浄化槽費	17,272
	4 典礼費	125,923
5	労働費	294,290
	1 労働諸費	100,208
	2 高年齢者労働費	27,617
	3 勤労者労働費	166,465
6	農林水産業費	2,785,761
	1 農業費	1,169,676
	2 林業費	331,551

款	項	金 額
		千円
	3 水産業費	354,847
	4 農業集落排水費	826,104
	5 漁業集落排水費	103,583
7 商工費		3,060,693
	1 商工費	3,060,693
8 土木費		9,666,411
	1 土木管理費	464,404
	2 道路橋りょう費	3,348,967
	3 河川費	619,067
	4 港湾費	162,905
	5 都市計画費	4,541,600
	6 住宅費	529,468
9 消防費		2,503,775
	1 消防費	2,503,775
10 教育費		12,798,563
	1 教育総務費	1,881,980
	2 小学校費	1,312,326
	3 中学校費	762,013
	4 高等学校費	354,098
	5 幼稚園費	1,684,721
	6 社会教育費	4,290,573
	7 保健体育費	2,293,262
	8 芸術文化費	219,590
11 災害復旧費		502,666
	1 公共土木施設災害復旧費	456,157
	2 農林水産施設災害復旧費	10,000

款	項	金 額
		千円
	3 教育施設災害復旧費	36,509
12 公債費		10,752,518
	1 公債費	10,752,518
13 諸支出金		298,685
	1 公営企業費	298,685
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
	歳 出 合 計	103,515,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 商工費	1 商工費	京店広場・旧日銀松江匠工房整備事業	千円	5	千円 356,087
			820,227	6	464,140
10 教育費	2 小学校費	揖屋小学校増改築事業	113,300	5	68,508
				6	44,792
	6 社会教育費	国宝松江城天守防災施設等整備事業	560,890	5	214,775
				6	346,115

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
4 衛生費	2 清掃費	塵芥車両購入費	19,775
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道整備事業	40,000
		3 河川費	河川・排水路改良工事
		河川管理施設長寿命化事業	41,500

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
本会議会議録整文・印刷製本業務委託事業	令和6年度	千円 1,076
行政情報システム運営事業	令和6年度 ） 令和8年度	19,829
市税納税通知書封入封緘等業務委託事業	令和6年度	20,839
家屋評価システム機器導入事業	令和6年度 ） 令和10年度	6,012
家屋評価システム運用事業	令和6年度 ） 令和10年度	14,627
一畑電車車両更新事業	令和6年度 ） 令和8年度	196,000
がん検診事業	令和6年度	4,730
ごみ袋事業	令和6年度	140,497
エコクリーン松江次期長期包括契約等検討事業	令和6年度	13,874
ぼたん祭事業	令和6年度	3,939
中心市街地活性化基本計画策定事業	令和6年度	1,985
中川河川改修事業（中川関連道路新設改良事業）	令和6年度	16,000
車両整備事業（常備消防）（単独）	令和6年度 ） 令和7年度	190,910
松江市高井奨学金（令和5年度設定分）	令和6年度 ） 令和10年度	1,140
松江歴史館展示企画事業	令和6年度	5,158
総合文化センターリニューアルオープン事業	令和6年度	22,750

事 項	期 間	限 度 額
松江市立宍道学校給食センター調理等業務委託事業	令和6年度 ┆ 令和10年度	千円 146,560
西学校給食センター食器整備事業	令和6年度	12,276

第5表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
総務管理事業	1,548,200	普通貸借 又は 証券発行	3.5%以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率と する。	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合には、その債権者と協 定する融資条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還若しくは 低利に借換えすることができる。
地域振興事業	34,000			
社会福祉事業	257,200			
保健衛生事業	57,000			
清掃施設等整備事業	295,200			
労働施設整備事業	39,000			
農業施設整備事業	187,100			
林業施設整備事業	67,200			
水産業施設整備事業	92,400			
商工施設整備事業	471,500			
観光振興事業	29,100			
道路橋りょう整備事業	1,500,600			
河川整備事業	338,600			
港湾整備事業	85,500			
都市計画事業	482,200			
住宅整備事業	74,000			
消防設備整備事業	137,300			
小学校整備事業	342,500			
中学校整備事業	181,000			
幼稚園整備事業	95,900			
社会教育施設整備事業	1,889,300			
保健体育施設整備事業	332,500			
農林水産施設災害復旧事業	9,000			
公共土木施設災害復旧事業	248,400			
教育施設災害復旧事業	36,500			
減収補填	64,000			
臨時財政対策	1,192,100			
計	10,087,300			

議 第 50 号

令 和 5 年 度

松江市国民健康保険事業
特 別 会 計 予 算

令和5年度松江市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度松江市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,968,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

令和5年2月21日提出

松江市長 上 定 昭 仁

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険料	3,042,825
	1 国民健康保険料	3,042,825
2	国民健康保険税	1,193
	1 国民健康保険税	1,193
3	使用料及び手数料	1,287
	1 手数料	1,287
4	国庫支出金	406
	1 国庫補助金	406
5	県支出金	13,271,330
	1 県補助金	13,271,329
	2 財政安定化基金交付金	1
6	財産収入	1,200
	1 財産運用収入	1,200
7	繰入金	1,628,514
	1 繰入金	1,628,514
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	21,254
	1 延滞金及び過料	5,769
	2 雑入	15,485
	歳 入 合 計	17,968,010

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	312,468
	1 総務管理費	304,368
	2 徴収費	5,922
	3 運営協議会費	553
	4 趣旨普及費	1,625
2	保険給付費	12,926,471
	1 療養諸費	11,128,459
	2 高額療養費	1,747,919
	3 保険給付費	50,093
3	国民健康保険事業費納付金	4,385,313
	1 医療給付費分	2,958,870
	2 後期高齢者支援金等分	1,092,346
	3 介護納付金分	334,097
4	保健事業費	323,222
	1 保健事業費	114,291
	2 特定健康診査等事業費	208,931
5	基金積立金	1,200
	1 基金積立金	1,200
6	公債費	1
	1 公債費	1
7	諸支出金	19,335
	1 償還金及び還付加算金	12,331
	2 繰出金	7,000
	3 共同事業拠出金	4
歳 出 合 計		17,968,010

議 第 51 号

令 和 5 年 度

松江市宍道国民健康保険診療施設事業
特 別 会 計 予 算

令和5年度松江市宍道国民健康保険診療施設事業特別会計予算

令和5年度松江市の宍道国民健康保険診療施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ168,620千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000千円と定める。

令和5年2月21日提出

松江市長 上 定 昭 仁

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 診療収入		千円 135,500
	1 外来収入	135,500
2 財産収入		438
	1 財産運用収入	438
3 繰入金		27,117
	1 繰入金	27,117
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		5,564
	1 雑入	5,564
	歳 入 合 計	168,620

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	148,003
	1 総務管理費	148,003
2	公債費	20,617
	1 公債費	20,617
歳 出 合 計		168,620

議 第 52 号

令 和 5 年 度

松江市後期高齢者医療保険事業
特 別 会 計 予 算

令和5年度松江市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

令和5年度松江市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,723,863千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和5年2月21日提出

松江市長 上 定 昭 仁

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	2,498,575
	1 後期高齢者医療保険料	2,498,575
2	使用料及び手数料	323
	1 手数料	323
3	繰入金	3,221,870
	1 一般会計繰入金	3,221,870
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	3,094
	1 延滞金、加算金及び過料	174
	2 償還金及び還付加算金	2,859
	3 雑入	61
	歳 入 合 計	5,723,863

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	99,565
	1 総務管理費	99,565
2	後期高齢者医療広域連合納付金	5,621,338
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,621,338
3	公債費	100
	1 公債費	100
4	諸支出金	2,860
	1 償還金及び還付加算金	2,860
	歳 出 合 計	5,723,863

議 第 53 号

令 和 5 年 度

松 江 市 介 護 保 険 事 業
特 別 会 計 予 算

令和 5 年度松江市介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度松江市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,898,644 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

松江市長 上 定 昭 仁

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	保険料	4,484,081
	1 介護保険料	4,484,081
2	使用料及び手数料	906
	1 手数料	906
3	国庫支出金	5,143,537
	1 国庫負担金	3,884,401
	2 国庫補助金	1,259,136
4	支払基金交付金	5,936,668
	1 支払基金交付金	5,936,668
5	県支出金	3,175,943
	1 県負担金	3,076,826
	2 県補助金	99,117
6	財産収入	653
	1 財産運用収入	653
7	繰入金	4,155,667
	1 繰入金	4,155,667
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	1,188
	1 延滞金、加算金及び過料	240
	2 雑入	948
	歳入合計	22,898,644

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	506,453
	1 総務管理費	268,732
	2 企画費	7,578
	3 徴収費	22,232
	4 介護認定審査会費	207,911
2	保険給付費	21,445,797
	1 保険給付費	21,437,005
	2 保険給付諸費	8,792
3	地域支援事業費	845,690
	1 包括的支援等事業費	83,676
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	710,390
	3 一般介護予防事業費	48,112
	4 地域支援事業諸費	3,512
4	保健福祉事業費	7,036
	1 保健福祉事業費	7,036
5	基金積立金	9,757
	1 基金積立金	9,757
6	公債費	100
	1 公債費	100
7	諸支出金	83,811
	1 償還金及び還付加算金	5,116
	2 繰出金	78,695
歳 出 合 計		22,898,644

議 第 54 号

令 和 5 年 度

松 江 市 企 業 団 地 事 業
特 別 会 計 予 算

令和 5 年度松江市企業団地事業特別会計予算

令和 5 年度松江市の企業団地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 63,716 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,900 千円と定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

松江市長 上 定 昭 仁

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 63,716
	1 財産運用収入	8,427
	2 財産売払収入	55,289
	歳入合計	63,716

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	第二内陸工場団地事業費	5,213
	1 維持管理費	4,608
	2 整備事業費	550
	3 公債費	55
2	第二卸商業団地事業費	1,794
	1 維持管理費	1,225
	2 整備事業費	550
	3 公債費	19
3	揖屋干拓工業団地事業費	310
	1 維持管理費	306
	2 公債費	4
4	諸支出金	56,399
	1 長期借入金償還金	56,399
	歳 出 合 計	63,716

議 第 55 号

令 和 5 年 度

松 江 市 公 園 墓 地 事 業
特 別 会 計 予 算

令和5年度松江市公園墓地事業特別会計予算

令和5年度松江市の公園墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,139千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

松江市長 上 定 昭 仁

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	使用料及び手数料	8,138
	1 使用料	8,138
2	繰越金	1
	1 繰越金	1
	歳 入 合 計	8,139

歳 出

款	項	金 額
1 公園墓地事業費		<div style="text-align: right;"> <small>千円</small> 8,139 </div>
	1 公園墓地事業費	8,139
歳 出 合 計		8,139

議 第 56 号

令 和 5 年 度

松江市鹿島町恵曇・講武・御津・佐太財産区
特 別 会 計 予 算

令和5年度松江市鹿島町恵曇・講武・御津・佐太財産区特別会計予算

令和5年度松江市の鹿島町恵曇・講武・御津・佐太財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,991千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

松江市長 上 定 昭 仁

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 396
	1 財産運用収入	396
2 繰入金		1,591
	1 繰入金	1,591
3 繰越金		4
	1 繰越金	4
	歳入合計	1,991

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	財産費	1,991
	1 恵曇財産区管理費	435
	2 講武財産区管理費	408
	3 御津財産区管理費	351
	4 佐太財産区管理費	797
	歳 出 合 計	1,991

議 第 57 号

令 和 5 年 度

松江市母子父子寡婦福祉資金貸付事業
特 別 会 計 予 算

令和5年度松江市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和5年度松江市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,047千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年2月21日提出

松江市長 上 定 昭 仁

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		11,929
	1 一般会計繰入金	11,929
2 諸収入		79,209
	1 貸付金元利収入	79,202
	2 雑入	7
3 市債		8,000
	1 市債	8,000
4 繰越金		32,909
	1 繰越金	32,909
	歳 入 合 計	132,047

歳 出

款	項	金 額
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	132,047 <small>千円</small>
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	132,047
歳 出 合 計		132,047

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付金（令和5年度設定分）	令和6年度 ∩ 令和9年度	千円 136,900

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	千円 8,000	政府から借入れるものとし、借入れの方法その他は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の定める融資条件に従うものとする。	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条の規定による融資条件に従うものとする。
計	8,000			

再生紙を使用しています。

